

秋田県告示第212号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木健太

- 1 施行者の名称 大仙市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大曲都市計画下水道事業 秋田湾・雄物川流域下水道（大曲処理区）関連 大仙市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和57年3月6日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
昭和57年秋田県告示第169号、昭和63年秋田県告示第185号、平成3年秋田県告示第596号、平成10年秋田県告示第192号、平成13年秋田県告示第597号、平成16年秋田県告示第269号、同第806号、平成17年秋田県告示第229号、平成18年秋田県告示第498号、平成20年秋田県告示第178号、平成24年秋田県告示第189号及び平成30年秋田県告示第468号、令和3年秋田県告示第241号及び令和5年秋田県告示第518号の事業地に大仙市大曲船場町1丁目、大曲飯田字笑ノ口後、大曲黒瀬町、大曲中通町、大曲通町、大曲大花町、大曲須和町1丁目、大曲須和町2丁目、大曲須和町3丁目、大曲田町及び大曲若葉町を追加し、神宮寺字大浦を削除する。
 - (2) 使用の部分
変更なし。

秋田県告示第213号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年3月27日

秋田県知事 鈴木健太

- 1 施行者の名称 大仙市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
大曲都市計画下水道事業 大仙市公共下水道（刈和野処理区）
- 3 事業施行期間
平成5年12月13日から令和13年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
平成5年秋田県告示第858号、平成11年秋田県告示第719号、平成25年秋田県告示第583号及び平成31年秋田県告示第1号の事業地に大仙市刈和野字湯田、刈和野字上ノ台荒屋敷、刈和野字上ノ台、刈和野字小野、刈和野字愛宕下、刈和野字根添、刈和野字天神前、刈和野字持ヶ沢、刈和野字山北ノ沢、刈和野字川原田、刈和野字一里塚東、刈和野字沼田及び刈和野字刈和野を削除する。
 - (2) 使用の部分
変更なし。